

青森県特定家畜伝染病対策マニュアル
高病原性鳥インフルエンザ等

防疫対応編

【参考資料】

令和元年9月
青 森 県

参考資料1 対策行動リスト

項目区分	対応項目・取組事項			当日	当日～決定		決定後直ちに	1日目
	県・出先区分	対応機関	対応内容等	異常鶏の通報	簡易検査陽性	病性決定	防疫対策本部設置	防疫措置の開始
防疫対応(組織)	県	農林水産政策課、畜産課	報道対応		報道監発表(次長)	知事公表		定時記者会見(次長)
	県・現地	情報連絡会議	(設置済み)		公表前に開催			
	県・現地	(県・現地)対策本部	(病性決定後、直ちに設置) 危機管理対策及び自衛隊の災害派遣要請に関する ことについて防疫危機管理課と調整		設置に向けた準備	公表前に設置 (県・現地)		
	県	県対策本部(農林水産部)	防疫方針等の決定、現地への指示				○ 現地と調整	
	県	農林水産政策課	県職員の動員		動員計画の作成 防疫従事者の派遣依頼		○	
家畜防疫対策	県	財政課、企画調整課、県民生活文化課、健康福祉政策課、商工政策課、監理課、防疫危機管理課、観光企画課、エネルギー開発振興課、会計管理課、職員福利課、農林水産政策課	部局内の人員確保		名簿提出	○		
	現地	地域県民局地域農林水産部	防疫作業及び関連作業の準備・実施 防疫従事者の受入れ準備(宿泊・輸送手段) 防疫従事者の集合場所の設定 健康調査実施場所の確保(保健所と調整) 防疫作業に必要な人員の算定 農場出入口の確保		○		県へ職員派遣要請 市町村職員 の動員	
	県	畜産課	防疫方針の協議・確認 防疫資材の確保・事務処理	○	○ (準備)	○	○	○
埋却溝造成	県	農村整備課	協定に基づく埋却溝造成への協力要請		(準備)		○	
	県	行政経営管理課	国有地の情報収集		準備	○		
	県	林政課	国有林野の活用に関する調整		国との調整	○		
	現地	地域農林水産部 (水利防災課、農村整備課)	地元選定業者への重機確保等協力要請及び造成指揮 (必要に応じて試掘の実施を検討)		(準備)		○	
	県	農林水産政策課	発生状況確認検査		○	周辺農場の検査		可能な場合は同時
交通規制等	県	県警本部(保安課、地域課、交通規制課)	家畜伝染病予防法に基づく取締り及び交通規制の調整・指示		(準備)	○		
	現地	地域警察署 (地域課、生活安全課、交通規制課)	家畜伝染病予防法に基づく取締り 消毒ポイント、通行遮断箇所における安全の確保		(準備)	○		
道路使用	県	道路課	規制地域の県管理道路及びその施設の 情報提供		(準備)	○		
	現地	地域整備部	規制地域の県管理道路及びその施設の 情報提供 道路占用許可の 手続き		(準備)	○		
交通機関	県	港湾空港課、交通政策課、青い森鉄道対策室	関係機関との連絡調整 公共交通関連対策		(準備)	○		
	現地	地域連携部	市町村との連絡調整		(準備)	○		
情報提供	県	防疫危機管理課 広報広聴課 農林水産政策課 総合販売戦略課 商工政策課	陸自第9師団への情報提供 発生状況等の県広報媒体への掲載 県HP、風評対策、商工金融		○	○		
	現地	地域連携部	地域内の農政・商工・金融等		(準備)	○		
相談窓口	県	人事課、障害福祉課、畜産課、保健衛生課、自然保護課	所管分野の相談		○			
	現地	家保、動物愛護センター、保健総室、地域農林水産部林業振興課	所管分野の相談		○			
風評被害対策	県	保健衛生課 観光企画課 食の安全・安心推進課 総合販売戦略課 構造政策課	流通実態調査(ホテル、旅館、小売) 食鳥処理場からの出荷先・販売先、鶏卵の出荷先・販売先、廃鶏出荷先等のリスト作成 鶏卵保管場所調査 鶏卵一時保管場所リスト作成 県産鶏肉・鶏卵の安全性についてのPR企画 観光施設等に対する広報・周知 動物とのふれあいイベント等に関する対策				○	
	現地	地域県民局地域連携部	所管する各部の調整				○	

項目区分	対応項目・取組事項			当日 異常鶏 の通報	当日～決定		決定後直ちに 防疫対策 本部設置	1日目 防疫措置の開始	
	県・出先 区分	対応機関	対応内容等		簡易検査陽性	病性決定			
感染症対策	県	保健衛生課 健康福祉政策課	抗ウイルス薬の在庫・流通調査 ヒトの健康被害調査に関すること		○			→	
	現地	保健総室	健康相談・保健指導		○			→	
			周辺住民情報提供・健康状況調査		○	○		→	
			健康調査(従業員・防疫従事者)				○		医師、保健師等による問診・検診
			抗ウイルス薬投与				○		医師の判断による抗ウイルス薬投与等
			ウイルス検査				○		→
		医療機関確保(医師会等への協力依頼)		○			→		
食鳥処理場	県	保健衛生課	情報提供、食鳥センターとの連絡・調整		○				
	現地	食肉衛生検査所、保健総室	処理場の検査体制強化、流通確認、従事者の健康調査		○		規制区域内の処理停止		
死亡鶏	県	保健衛生課	化製場法対応					○	
	現地	保健総室	化製場法対応					○	
動物取扱い関係	県	保健衛生課	情報提供・販売自粛指導		○			→	
	現地	動物愛護センター	ペットショップの調査 ペット相談窓口開設		○				
野鳥対策	県	自然保護課	情報提供・環境省との調整		○			→	
	現地	地域農林水産部・林業振興課	野鳥調査、野鳥相談窓口設置					→	
水質監視等	県	環境保全課	水質監視		(必要に応じて)		○		
	現地	環境保健センター 環境管理部	水質調査(分析・中核市を除く)		(必要に応じて)		○		
			水質調査(試料採取・中核市を除く)		(必要に応じて)		○		
学校教育関係等	県	総務学事課 教育政策課 学校教育課 スポーツ健康課 文化財保護課 健康福祉政策課 学校施設課	鳥類飼育状況・異常の有無 学校等における安全の確保(環境衛生) 児童生徒・職員の感染予防 天然記念物の家さん飼養状況・異常の有無 教育事務所、市町村、県立学校等への情報提供 学校等で飼養している鶏の死亡時の取扱い				○	→	
	現地	教育事務所	市町村立学校との連絡調整				○		
経営者支援	県	農林水産政策課 畜産課 商工政策課	各種経営者対策の連絡・調整					○	
	現地	地域農林水産部 地域連携部	畜産業者経営対策 畜産関連業者経営対策 商工業関係者経営対策					○	
その他	県	農林水産政策課 畜産課 保健衛生課	国(農林水産省、動物衛生研究所、厚生労働省、国立感染研)、他県、業界団体等への情報提供		○	○	○	→	
	現地	地域県民局地域連携部	市町村等の要請活動の調整				○	→	

参考資料2 家畜伝染病発生時の防疫措置に係る協定

1 協定の締結状況

No.	協定の名称	締結年月日	相手方	業務内容	県の窓口
1	家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定	H29. 6. 26	青森県農村整備建設協会	埋却溝の造成、殺処分家畜の運搬及び埋却	農村整備課
2	家畜伝染病発生時等における緊急消毒業務に関する協定書	H24. 3. 28	青森県ペストコントロール協会	緊急消毒及び付随する業務	畜産課
3	家畜伝染病発生時等における動物用医薬品等の確保に関する協定書	H24. 7. 19	青森県動物薬品器材協会	動物用医薬品及び器材の緊急的な確保	畜産課
4	家畜伝染病発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書	H25. 2. 25	公益社団法人青森県トラック協会	家畜伝染病のまん延防止に必要な物資等の緊急輸送業務	畜産課
5	家畜伝染病発生時における液化炭酸ガス等の供給に関する協定書	H25. 6. 19	青森県高圧ガス協会	鶏等の殺処分に使用する炭酸ガスの供給	畜産課
6	家畜伝染病発生時等における交通誘導警備業務等に関する協定書	H25. 10. 1	一般社団法人青森県警備業協会	消毒ポイントにおける車両等の交通誘導	畜産課
7	災害時等における資機材のリースに関する協定書	H25. 10. 1	一般社団法人日本建設機械レンタル協会青森支部	発生農場や消毒ポイントで使用する資機材の等のリース	防災危機管理課

参考資料3 防疫対策チーム運用方針

高病原性鳥インフルエンザ発生時に、動員者の指揮等に当たる家畜防疫員を迅速に確保するため設置した「防疫対策チーム」について、下記のとおり運用方針を定めるものとする。

なお、運用方針は、今後、必要に応じて見直すこととする。

記

1 所掌業務

(1) 発生農場等における防疫措置のうち、次の業務に関すること

ア 青森県高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアルに基づく発生農場班長及び殺処分係長の分担事務

原則として、チーム員から発生農場班長及び殺処分係長を選出するものとする。

イ その他、現地家保長から要請があり事務局が必要と認める業務

(2) 発生に備えたチーム員の訓練及び育成に関すること

2 組織体制

(1) チーム員は、原則として家畜保健衛生所の職員8人で組織し、青森、八戸、十和田家畜保健衛生所は2人、むつ及びつがる家畜保健衛生所は1人とする。

(2) 事務局は、畜産課衛生・安全グループに置く。

(3) 事務局は毎年度末に翌年度のチーム員を各家畜保健衛生所に照会する。

(4) 各家畜保健衛生所は、職員の中からチーム員を指定し、別紙1により事務局に連絡する。ただし、チーム員は、経験や判断力が求められることから、課長又は副課長とする。

(5) チームは4名ずつの2班編成で、原則、12時間の2交代制とする。

(6) 事務局はチーム員の中からチームリーダー、サブリーダー及び班の割振りを指定し、別紙2により各家畜保健衛生所に連絡する。

3 発生時の対応

(1) 事務局は、チーム員が所属する家保長に派遣を要請し、チームリーダーに出動を指示する。

(2) チームリーダーは、サブリーダー及びチーム員に出動を指示する（別添、連絡体制）。

(3) チーム員の移動は、現地家保における機動力を確保するため、原則として各家保の公用車とする。

- (4) 第1班のチーム員は、現地家保に速やかに移動し、事前調査を行うとともに発生農場の防疫作業の指揮にあたる。
- (5) 第2班のチーム員は、第1班から防疫作業の進捗等を十分引継ぎの上、その後の指揮にあたる。
- (6) 発生時の詳細な対応は、チームリーダー及びサブリーダーがチーム員の意見を踏まえ決定する。
- (7) 各班のリーダーは、チーム員の人数が不足した場合、事務局に必要な人数を伝え、追加の派遣を要請する。事務局は、他の家畜保健衛生所や健康福祉部の家畜防疫員等から、追加派遣する職員を確保する。
- (8) 派遣期間は、原則として派遣要請時から防疫措置完了までとするが、防疫措置の進捗状況等を考慮し、事務局が決定する。なお、防疫措置が長期間にわたる場合など、進捗状況に応じ、派遣元の家保内においてチーム員を交代できるものとする。

取扱注意(個人情報含む)

事 務 連 絡
年 月 日

防疫対策チーム事務局
畜産課 衛生・安全グループ 御中

地域県民局地域農林水産部
家畜保健衛生所 防疫課長

高病原性鳥インフルエンザ発生時における防疫対策チーム員について

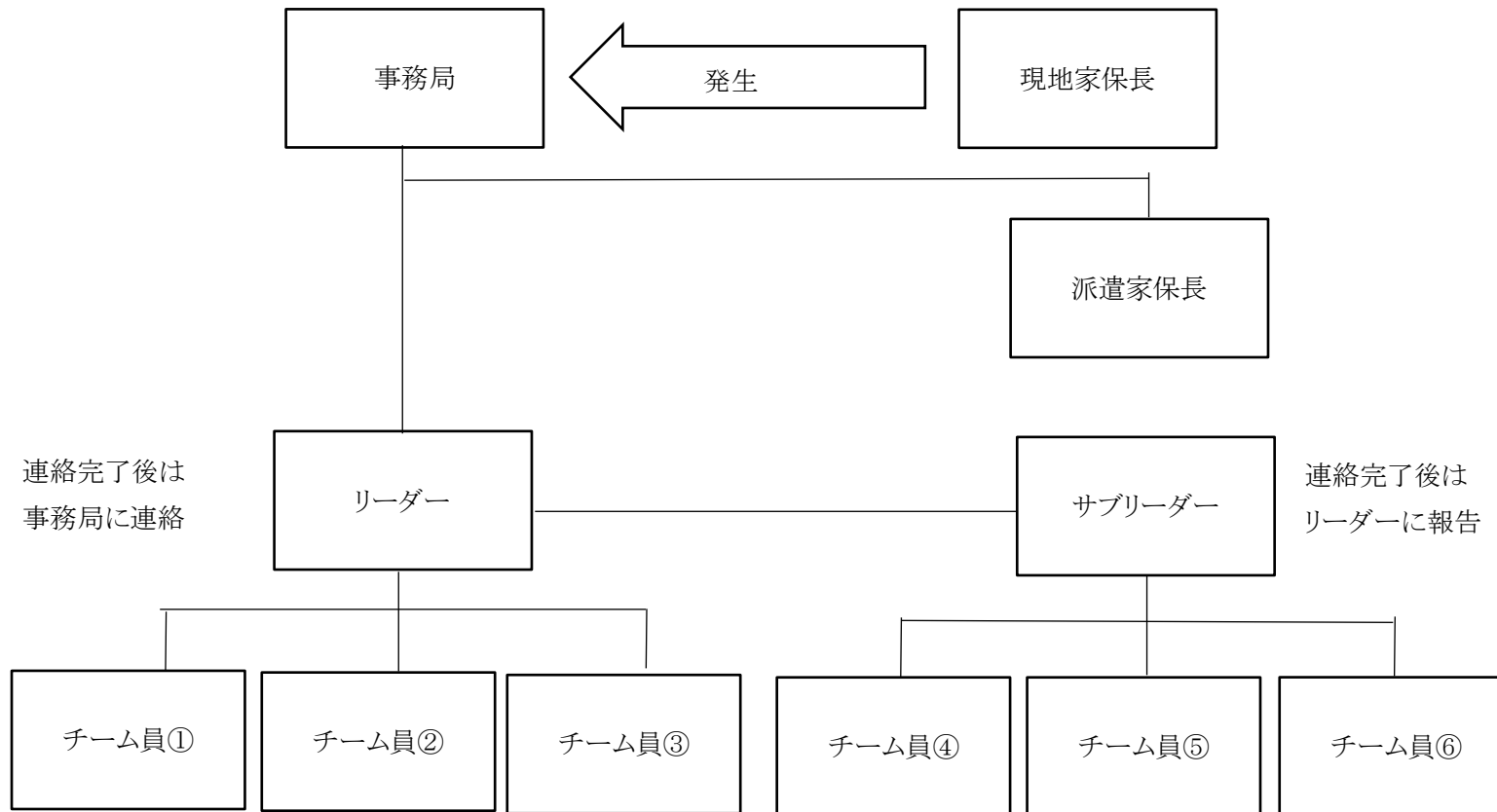
このことについて、下記のとおりチーム員を指定します。

記

職	氏名	緊急連絡先 (携帯電話番号)

(別添)

防疫対策チーム 緊急連絡体制



取扱注意(個人情報含む)

事 務 連 絡
年 月 日

地域県民局地域農林水産部
家畜保健衛生所 防疫課長 殿

防疫対策チーム事務局
(畜産課 衛生・安全グループ)

高病原性鳥インフルエンザ発生時における防疫対策チーム員について

このことについて、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。
なお、派遣要請時は別添によりチーム員に連絡してください。

記

役職	所属	氏名	緊急連絡先	班編成
リーダー				第1班
サブリーダー				第2班
チーム員①				
チーム員②				
チーム員③				
チーム員④				
チーム員⑤				
チーム員⑥				
事務局				

参考資料4 支援グループ運用方針

県高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアルに基づき、現地対策本部の円滑な運営を行うために設置した「支援グループ」について、下記のとおり運用方針を定めるものとする。

記

1 所掌業務

現地対策本部事務局が行う所掌業務への支援
その他、本部運営において必要な業務への支援

2 組織体制

- (1) グループ員は、原則として各地域県民局地域農林水産部の畜産担当職員1人ずつ合計6人で組織する。
- (2) 事務局は、畜産課衛生・安全グループに置く。
- (3) 事務局は毎年度末に翌年度のグループ員対象職員を各地域農林水産部に照会し、各地域農林水産部は、職員の中からグループ員を指定し、別紙1により事務局に連絡する。
- (4) 事務局は各地域農林水産部にグループ員を別紙2により連絡する。

3 発生時の対応

- (1) グループ員の派遣は、発生地地域農林水産部が事務局に要請する。
- (2) 事務局は、グループ員が所属する地域農林水産部に派遣要請があった旨を連絡する。
- (3) 連絡を受けた地域農林水産部は、グループ員に出動を指示する。
- (4) グループ員は、発生地地域農林水産部に速やかに移動する。
移動は、公共交通機関又は私用車での移動を原則とする。
- (5) グループ員は、現地対策本部事務局の指示に従い、現地対策本部の運営等の支援にあたる。
- (6) 現地対策本部事務局は、グループ員の業務負担等に十分配慮し、交代体制を決定する。
- (7) 現地対策本部事務局は、事務局（衛生・安全グループ）に必要な人数を伝え、追加の派遣を要請する。事務局は、本庁職員や他の地域県民局等から、追加派遣する職員を確保する。
- (8) 派遣期間は、原則として派遣要請時から防疫措置完了までとするが、防疫措置の進捗状況等を考慮し、現地対策本部事務局が決定する。

取扱注意(個人情報含む)

事 務 連 絡
年 月 日

支援グループ事務局
畜産課 衛生・安全グループ 御中

地域県民局地域農林水産部
畜産課長 (農業普及振興室長)

高病原性鳥インフルエンザ発生時における支援グループ員について

このことについて、下記のとおりグループ員を指定します。

記

職	氏名	緊急連絡先 (携帯電話番号)

取扱注意(個人情報含む)

事務連絡
平成 年 月 日

各地域県民局地域農林水産部
畜産課長（農業普及振興室長）殿

支援グループ事務局
(畜産課 衛生・安全グループ)

高病原性鳥インフルエンザ発生時における支援グループ員について

このことについて、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。
なお、夜間・休日については、緊急連絡先へ連絡します。

記

区分	所属	職名	氏名	緊急連絡先

参考資料5 動員者向けのしおり

動員者の皆様へ

1 集合場所と方法

指定された時間に県庁、地域県民局等の集合場所へお集まりください。
なお、集合施設に直接、集合する場合があります。

2 行動日程

集合したら、

- ①手配したバスで集合施設（発生地域の体育館や公民館等）へ移動します。
- ②集合施設では、健康調査、防護服等の着用等を行います。
- ③発生農場へバス等で移動します。
- ④発生農場入口で、作業の説明を受けた後、農場内に入場し殺処分等の作業を行います。
- ⑤短時間の休憩を取りながら4時間30分作業を行った後、農場出口付近のグレーゾーンで消毒等を行い、集合施設へ戻ります。

※健康調査で「作業不適」となった場合には集合施設等における業務を担当していただきます。

3 健康調査

(1) 派遣前の体調確認

派遣に際して次の職員の方は農場内での防疫作業の対象となりません。

- ①高血圧、脳血管疾患、腎臓病、心臓病、肝臓病、血液疾患等の慢性疾患で、現在、治療中の方で医師から重労働作業に従事しないよう指導を受けている方
- ②免疫不全と診断されたことのある方
- ③トリアレルギー又は薬物アレルギーのある方
- ④現在、喘息で治療中の方
- ⑤派遣当日、体調不良（発熱、吐き気、めまい等の症状）の方
- ⑥1週間以内にインフルエンザに罹患した方
- ⑦1週間以内に家族がインフルエンザに罹患した方

※また、自宅等において野外施設で野鳥等と接触の可能性がある家きん類（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）を飼養している方も防疫作業に従事できません。

(2) 集合施設での健康調査

作業前と作業後の2回受診してください。

作業前	作業後
①記録簿により受付（全員）	①記録簿により受付（全員）
②体温測定（全員）	②問診（該当者）
③血圧測定（必要時のみ）	③体温・血圧測定（必要時のみ）
④診察（必要時のみ）	④診察（該当者）
—	⑤タミフル予防投与（該当者）

4 派遣の前後

(1) 派遣前の準備

服装：作業しやすい服装（作業服、ジャージ等）で集合してください。

防寒着：冬季や夜間は冷え込むため、厚手の下着や貼るカイロがあれば便利です。

食事：作業後に集合施設で軽食を用意します。

飲み物：集合施設と現場事務所に用意します。

着替え：汗や消毒液で濡れる場合がありますので、作業終了後に更衣する着替えの持参をお勧めします。着替えは、袋などに入れて記名し、集合施設に預けてください。

貴重品：貴重品は集合施設に預けてください。（腕時計、携帯電話、カメラをはじめ農場内には一切、持込み不可）

その他：タオルは必ず御持参ください。

(2) 帰宅後の留意事項

解散後：速やかに帰宅し、入浴、洗髪してください。衣服も直ちに洗濯してください。

終了後：まん延防止のため、7日間は鶏等の家きん類や鳥類に接触しないでください。

健康観察：10日間は、体温や健康状態を健康観察票に記録してください。期間中、体調に異常がある場合は、所属に報告するとともに、最寄りの保健所に連絡し、指示に従ってください。

心のケア：作業従事後に精神的なストレスを感じた場合は、健康支援室（本庁舎北棟8階）、地方職員共済組合の「24時間電話健康相談サービス」（0120-7832-24 通話料無料、匿名可）等で相談に応じます。

5 各行程での留意事項

(1) 集合施設（作業前）

- ①総合受付で受付後、健康調査を受けてください。
- ②防疫作業に関するオリエンテーションを受けてください。
- ③防護服等は、サイズを確認してから受け取ってください。
- ④原則として、農場内からは作業終了時まで出られませんので、集合施設で用を済ませておいてください。なお、現場事務所には仮設トイレが設置されています。
- ⑤係の指示に従って、防護服やゴム手袋等を着用してください。鳥インフルエンザウイルスから身を守ると同時に、ウイルスを付着して農場外に出ることのないよう、正しく着用してください。
- ⑥外側防護服の背中と胸に班番号・カタカナの苗字を書いてください。
- ⑦ゴム手袋と防護服の隙間をテープで塞いでください。
- ⑧移動用の長靴等を履き、バス等で発生農場に移動します。

(2) 作業責任者の区別

農場内の作業責任者は色付きビブスを着用し、役割が分かりやすいようにビブスの色で区別しています。



発生農場班長（家保）
：赤色ビブス



殺処分係（家保）
：黄色ビブス



現場事務所スタッフ
：青色ビブス

(3) 農場内作業

- ①発生農場の入口で農場用の長靴に履き替え、長靴と防護服の裾口をテープで塞いでください。
- ②作業前に作業責任者から作業内容の指示があります。
- ③原則として作業終了時までは発生農場から出られませんが、体調が悪い場合などは班長に申し出て指示を受けてください。
- ④農場外へ退出する必要がある場合には班長に申し出て、全身消毒後、脱衣等を行って退出してください。
- ⑤感染防止のため、ゴーグルやマスク、グローブ、防護服等を外したり脱いだりしないでください。
- ⑥農場内では重機や車両も一緒に作業するため、それらの動きに十分注意してください。

(4) 休憩と食事

- ①適宜、休憩をとりますので、班長の指示に従ってください。

- ②休憩中に飲み物を用意します。
- ③作業中は食事の用意はありませんが、集合施設に戻った際に提供します。

(5) トイレの利用時

- ①現場事務所スタッフの指示に従い、全身を消毒します。
- ②防護服の袖口と裾口の目張りを剥がし、フレコンバックに廃棄します。
- ③アウターグローブを外し、廃棄します。
- ④ゴーグルを外し、廃棄します。
- ⑤防護服の外側をつまみ、内側防護服に触れないよう裏返しながら、外側防護服のみを脱いで廃棄します。最後は足で踏んで脱いでください。
- ⑥スタッフの指示に従い、手指を消毒した後、トイレを利用してください。
- ⑦なお、内側防護服やインナーグローブを装備した状態で用を足すことが困難な場合は、脱衣しても差し支えありません。
- ⑧利用後は、新しい防護服等を着用し、防護服の袖口と裾口をテープで目張りします。

(6) 退場時（作業終了後）

- ①農場出口付近で消毒担当者から全身の消毒を受けてください。特に長靴や手袋は入念に消毒し、グレーゾーンへ入ります。
- ②グレーゾーンでは、手順に沿ってアウターグローブ、ゴーグル、外側防護服、マスク、ヘッドカバー、インナー手袋、内側防護服を脱ぎます。
- ③移動用の長靴等に履き替え、必要に応じて新しい防護服1枚を着用し、バス等で集合施設へ戻ります。

(7) 集合施設（作業終了後）

- ①作業前と同様に、健康調査を受けてください。
- ②預けておいた所持品があれば確認して受け取り、帰宅の準備をしてください。
- ③着替えた衣類等はビニール袋に入れ持ち帰り、直ちに洗濯してください。
- ④係の案内に従い、バス等により帰宅します。

参考資料 6 大型防疫資材貸出要領

移動式焼却炉貸出要領

1 使用の条件

殺処分した家きんの死体及び汚染物品（家きんの卵、飼料等）の焼却に用いる。

2 貸出の手続き

- (1) 移動式焼却炉（以下「焼却炉」という。）の貸出を希望する都道府県は、患畜及び汚染物品等の焼却について市町村等と調整を行うとともに、焼却炉の設置場所を確保した上、農林水産省消費・安全局動物衛生課防疫業務班に連絡する。
- (2) 動物衛生課は、動物検疫所企画連絡室調査課に連絡を行うとともに、焼却炉の稼働に係る概算額及び稼働までの日数について速やかに検討する。
- (3) 動物衛生課は、焼却炉の貸出の可否及び貸出を行う場合の焼却炉の稼働に係る概算額等を当該都道府県及び動物検疫所企画連絡室調査課に伝えるとともに、当該都道府県は、焼却炉の使用について決定を行う。
- (4) 動物衛生課は、当該都道府県から焼却炉の使用決定の連絡を受けた後、動物検疫所企画連絡室調査課に連絡し、速やかな稼働開始に努める。

3 費用の負担

家畜伝染病予防費負担金（農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用の 2 分の

1)

○使用に要する費用の例

- ・移動式焼却炉の輸送、設置、稼働に係る費用（別添参照）
- ・このほか、都道府県の負担により焼却灰の処理費用、原状回復（消毒等）のための費用が必要。
- ・輸送用のトラックとして、組立型では 10t トラック 2 台又は 4t トラック 5 台、非組立型ではトレーラー 1 台を想定しており、メーカーで手配予定。
- ・輸送するために必要な道幅は、4t トラックは 3.5m、10t トラックは 6m、トレーラーは 3m。

4 使用方法

①設置 ・当該都道府県が、事前に関係部局等との調整及び使用場所の所有者から焼却炉使用の許可をあらかじめ取得しておくこと。

・焼却炉設置のために必要な最小スペース

（組立型）縦 9m、横 3m（この他に発電機設置のために、縦 2m、横 1m の置き場所が必要）

（非組立型）縦 7m、横 3m

*また、組立型及び非組立型ともに、積み降ろし用重機、死鶏、資材を置けるだけの十分なスペース（縦 20m、横 25m 程度の平坦な

敷地（勾配5°以下）が、焼却炉を設置したスペースに隣接して必要。

- ・焼却炉周辺 30m以内の範囲に可燃物が無いこと、家屋等構造物については 100m、樹木については 50m以上、焼却炉から離れていることが望ましい。
- ・焼却炉の組み立てに当たっては、メーカーが指導予定。
- ・組立には、3名（メーカー実施予定）で約7時間を要する（組立型）。
- ・組立型は約 6,400羽/日、非組立型は約 2,400羽/日（いずれも 16時間/日稼働鶏（1.5kg）換算）処理可能。
- ・エアのカーテンが焼却対象物に十分に当たるようにすること。

②稼働

例えば、家きんを入れたフレコンバッグを重機等で焼却炉の上部に移動させ、炉の熱を利用して、フレコンバッグに穴を開けて家きんを炉に落下させるか、家きんを入れた麻袋を炉に投入する。家きんを入れたフレコンバッグをそのまま投入すると、燃焼効率が著しく低下するため、家きんを入れたフレコンバッグは投入しない。

- ・投入量は、炉内の燃焼状況を踏まえて調整する。
- ・使用の際、風速が 9m/秒以下であり、強い雨が降っていないこと。

③撤収

- ・焼却灰（投入量の約 1/10 量発生）の処理方法について、あらかじめ検討しておくこと。
 - ・焼却炉を動物検疫所に返送する前に、焼却炉の清掃・消毒を実施すること。
- *焼却灰について、ダイオキシン等の有害物質を測定したところ、基準値以下又は検出されないことを検証試験で確認済み。

(参考)

(1) 配備場所

- ①動物検疫所中部空港支所名古屋出張所野跡検疫場（非組立型；1台、組立型；1台）
- ②動物検疫所門司支所新門司検疫場（組立型；1台）

(2) 焼却炉稼働までの想定日数

- 1日目：各検疫場からの搬出及び当該都道府県の設置場所へ移動
- 2日目：（設置場所への移動）、焼却炉の搬入・組立
- 3日目：焼却

*稼働に必要な資材及び重機等の調達スケジュール、設置場所までの移動時間等により、稼働開始までの日数は異なる。



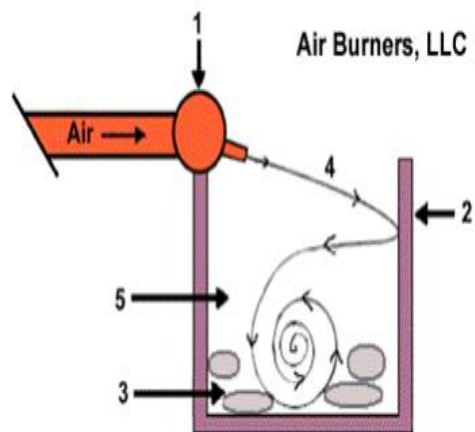
(非組立型焼却炉)



(組立型焼却炉)



(燃焼用廃材の投入)



(原理)

泡殺鳥機貸出要領

1 使用条件

密閉性の高い平飼い家きん舎に飼育されている家きんの殺処分、又はフレコンバッグ等の限られたスペースの中で家きんを殺処分するために用いる。

2 貸出の手続き

(1) 泡殺鳥機の貸出を希望する当該都道府県は、泡殺鳥機を用いて殺処分した家きんの処理方法について十分検討した上、農林水産省消費・安全局動物衛生課に連絡する。

埋却する場合には、家きん舎内で殺処分する方法、フレコンバッグ等に家きんを入れて殺処分する方法が想定されるが、事前に埋却場所を確保するとともに、埋却方法の検討を行うこと。

焼却する場合には、泡（水分）を含有した物品の焼却について、焼却炉の所有者から事前に使用の許可を得ておくこと。

(2) 動物衛生課は、動物検疫所企画連絡室調査課に連絡を行い、泡殺鳥機の稼働に係る概算額及び稼働までの日数について速やかに検討する。

(3) 動物衛生課は、泡殺鳥機の貸出の可否及び貸出を行う場合の泡殺鳥機の稼働に係る概算額等を当該都道府県及び動物検疫所企画連絡室調査課に伝えるとともに、当該都道府県は、泡殺鳥機の使用について決定を行う。

(4) 動物衛生課は、当該都道府県から泡殺鳥機の使用決定の連絡を受けた後、動物検疫所企画連絡室調査課に連絡し、速やかな稼働開始に努める。

3 費用の負担

家畜伝染病予防費負担金（農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用の2分の1）

- ・ 輸送等にかかる費用（別添参照）
- ・ このほか、都道府県の負担により水（約 2,328 平方メートルの家きん舎に約 1m の泡を充填させることを想定すると、約 19t の水が必要）、ガソリン（約 30L 最長 2 時間稼働可能）、原状回復（消毒等）のための費用が必要。
- ・ 輸送用のトラックとして、4 t トラックを想定しており、動物検疫所で手配予定。
なお、輸送するために必要な道幅は 3.5m（4t トラック）。

4 使用方法

- ①設置
- ・ 泡殺鳥機本体を設置するスペース（約 6m×約 2m）、給水用水槽を設置するスペース（約 4m×約 2m）が必要。
 - ・ 設置に当たっては、泡殺鳥機を運搬する 1.5 t フォークリフト及び作業員を用意する必要。
 - ・ 調整のためには、2 名で約 2 時間を要する。調整・稼働は、動物検疫所職員又はメーカーが実施予定。

- ②稼働
 - ・稼働に当たっては、使用する都道府県において水及びガソリンを準備する必要。
* 発泡材は動物検疫所に配備予定。
 - ・発泡材の主成分は界面活性材（アニオン系）であり、消毒効果はない。このため、消泡により生じる水の流出防止に留意するとともに、泡の消毒後、別途消毒が必要。
 - ・消毒薬の添加をすることにより、泡の生成効率が減少するため、発泡剤に消毒薬は添加しないこと。
- ③撤収
 - ・泡の消失まで4～5時間必要。
 - ・泡殺鳥機を動物検疫所に返却する前に、泡殺機の清掃・消毒を実施すること。

(参考)

(1) 配備状況

- ①動物検疫所中部空港支所名古屋出張所野跡検疫場（1台）
- ②動物検疫所門司支所新門司検疫場（1台）

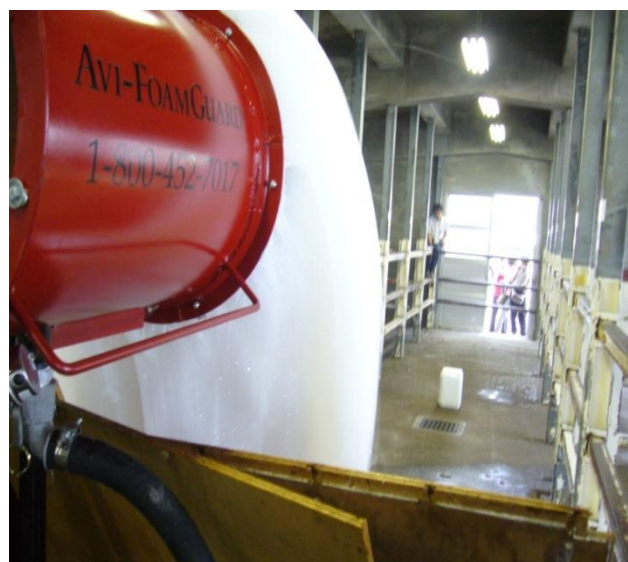
(2) 泡殺鳥機稼働までの想定日数

- 1日目：各検疫場からの搬出及び発生農場への移動
- 2日目：（発生農場への移動）、泡殺鳥機の搬入・調整
- 3日目：殺処分

* 稼働に必要な重機等の調達スケジュール、発生農場までの移動時間等により、稼働開始までの日数は異なる。



(泡殺鳥機本体)



(フォームトローリー (泡吹出口))



(フォームトロリー 発泡中)



(給水用水槽)



(小型フォームトロリー)

大型緊急除染機貸出要領

1 使用条件

家きん舎等の施設の消毒に用いるほか、焼却及び埋却対象物品（汚染物品等）を、焼却及び埋却前に病原体の散逸を防止するなどの目的で消毒する場合に用いる。

2 貸出の手続き

- (1) 大型緊急除染機の貸出を希望する当該都道府県は、農林水産省消費・安全局動物衛生課に連絡する。
- (2) 動物衛生課は、動物検疫所企画連絡室調査課に連絡を行い、大型緊急除染機の稼働に係る概算額及び稼働までの日数について速やかに検討する。
- (3) 動物衛生課は、大型緊急除染機の貸出の可否及び貸出を行う場合の大型緊急除染機の稼働に係る概算額等を当該都道府県及び動物検疫所調査課に伝えるとともに、当該都道府県は、大型緊急除染機の使用について決定を行う。
- (4) 動物衛生課は、当該都道府県から大型緊急除染機の使用決定の連絡を受けた後、動物検疫所企画連絡室調査課に連絡し、速やかな稼働開始に努める。

3 費用の負担

- (1) 大型緊急除染機の運搬及び稼働に係る費用（大型緊急除染機の運搬、稼働に係る人夫費及び燃料費）については、都道府県の全額負担となるが、消毒薬の購入費は、家畜伝染病予防費負担金（家畜伝染病予防費第60条第1項第6号の農水大臣の指定する薬品の購入費の全額）で措置。
- (2) ただし、病原体の散逸防止及び作業者の健康保護の目的で、当該消毒が、焼却及び埋却対象物品を焼却し又は埋却するため必要な行為であると認められる場合（高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜の死体を消毒する場合を除く。）には、大型緊急除染機の運搬及び稼働に係る費用について、家畜伝染病予防費負担金（農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用の2分の1）で措置。

- ・ 輸送等にかかる費用（別添参照）
- ・ このほか、都道府県の負担により病原体に対応した消毒薬、軽油（燃料タンク容量；38L 毎分117Lの薬液を最大出力で噴射した場合、最長約4時間稼働可能）、水（薬液タンク容量；1,000L 最大出力で約9分間噴霧可能）及び原状回復（清掃・消毒等）のための費用が必要。
- ・ 輸送用のトラックとして、3～4tトラックを想定しており、動物検疫所で手配予定。

4 使用方法

- ①設置
 - ・ 除染機を設置するスペース（約5m×約2m）、その他、水を貯留するタンクを設置するスペース（約2m×約2m）が必要。
 - ・ 調整のためには、3名で約6時間を要する。調整・稼働は、動物検疫所職員又はメーカーが実施予定。

- ②稼働 ・使用する都道府県において、現場で大型緊急除染機を乗せる3～4tトラック、消毒薬、軽油、水を準備する必要。
- ③撤収 ・除染機を動物検疫所に返却する前に、除染機の清掃・消毒を実施すること。

(参考)

(1) 配備状況

- ①動物検疫所中部空港支所名古屋出張所野跡検疫場 (1台)
- ②動物検疫所門司支所新門司検疫場 (1台)

(2) 大型緊急除染機稼働までの想定日数

- 1日目：各検疫場からの搬出及び発生農場への移動
- 2日目：(発生農場への移動)、大型緊急除染機の搬入・調整
- 3日目：稼働

*稼働に必要な重機等の調達スケジュール、発生農場までの移動時間等により、稼働開始までの日数は異なる。



(3tトラックに搭載した除染機)



(自立のための脚を装着 発生現場等で重機を使用せずに除染機を他のトラックに載せ替え可)



(噴射の様子 (1))



(噴射の様子 (2))

(別添)

1) 移動式焼却炉の輸送、設置、稼働に係る費用

(組立型) 約 1,360 万円*

①出庫、積込み及び搬送作業 (約 400km 移動)	約 60 万円
②現地荷卸し、設置作業	約 70 万円
③焼却作業 (1 日 16 時間稼働、2 交代制で計 10 日間焼却)	約 1,100 万円
④搬出及び焼却灰処分	約 90 万円
⑤荷卸し、入庫作業	約 40 万円

(非組立型) 約 920 万円*

①出庫、積込み及び搬送作業 (約 400km 移動)	約 60 万円
②現地荷卸し、設置作業	約 50 万円
③焼却作業 (1 日 16 時間稼働、2 交代制で計 10 日間焼却)	約 700 万円
④搬出及び焼却灰処分	約 60 万円
⑤荷卸し、入庫作業	約 50 万円

2) 泡殺鳥機の輸送等にかかる費用

- ・輸送等にかかる費用は、35 万円程度* (配備場所から約 500 k m 運搬し、2,328 平方メートルの家きん舎に約 1m の高さまで泡を充満させることを想定)。
- ・輸送等に係る費用には、泡殺鳥機の輸送 (往復)、設置、撤去の費用 (雇用・労賃含む) を含む。

3) 大型緊急除染機にかかる費用

- ・輸送等にかかる費用については、14 万円程度* (配備場所から約 400km 移動し、約 10,000 平方メートルを消毒することを想定)。
- ・輸送等に係る費用には、大型緊急除染機の輸送 (往復)、設置、撤去の費用 (雇用・労賃含む) を含む。

*1 社からの見積もりによる参考価格であり、価格が変動する可能性あり。

参考資料7 動力噴霧器の使用法等



スパナ(17番・19番)



モンキースパナ又はクイックレンチ



接続部の締め合せをするため2本必要

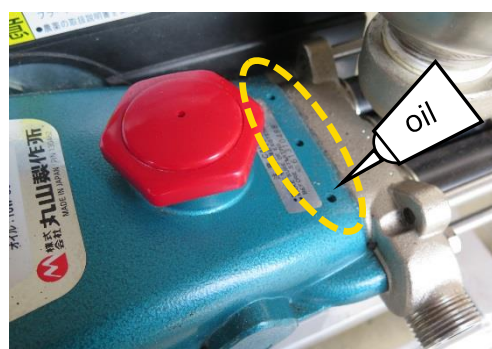
■ 稼働前の点検

(1) 動噴のポンプオイルを確認する。



オイルゲージ中央の赤印より油面が下がっていたら注油する。
(入れ過ぎもよくない。赤印かその少し上まで)

(2) シリンダ元のオイル注油する。



運転100時間を目安に3～5滴注油する。
(連日使用する際は週1回程度の注油で十分)

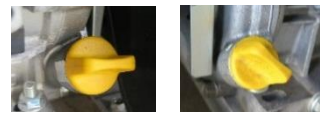
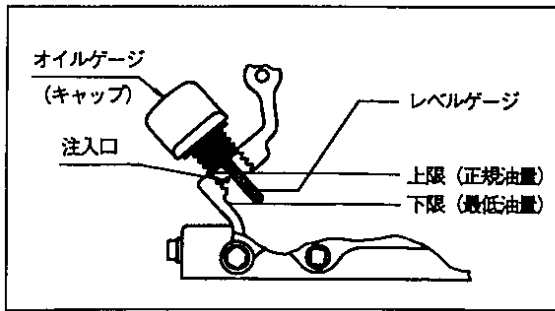
(3) エンジンのガソリンを確認する。 <ガソリン給油の際の注意点>



携行缶は **必ず減圧弁を解放してから** フタを開けること。(減圧口の閉め忘れに注意)



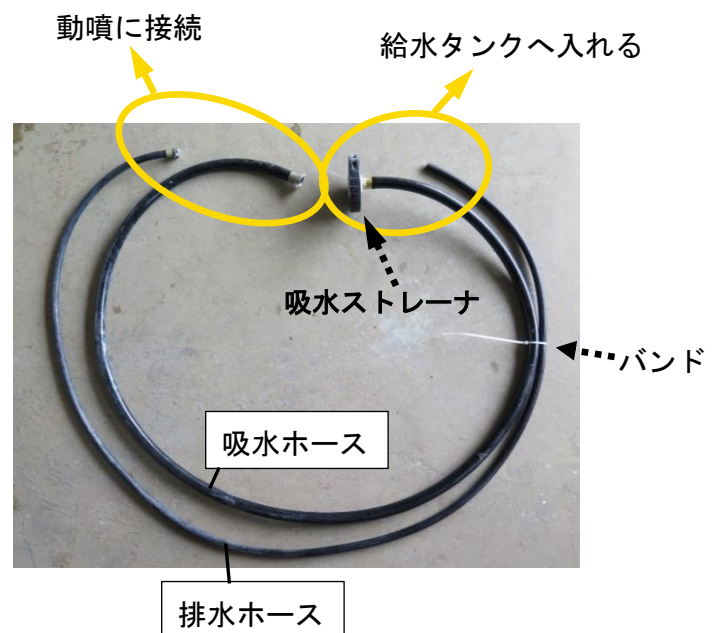
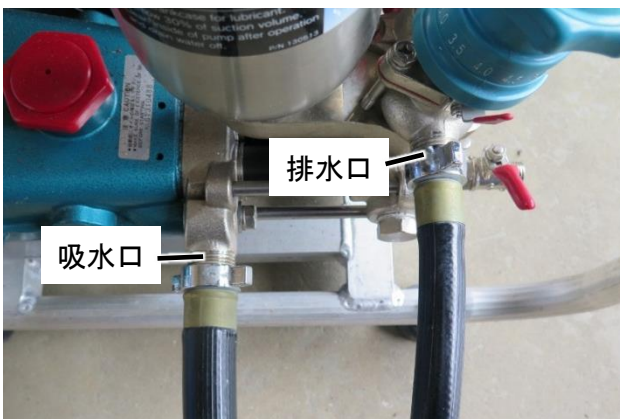
(4) エンジンオイルを確認する。



注入口は2か所あるが、
中でつながっているので
どちらか片方をチェックすれば良い。

■ 組み立て

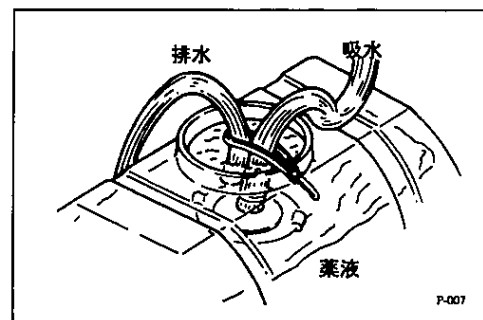
(1) 吸水ホース、排水ホースを取付ける。
(ホース側の留め具を手でねじ込む)



⚠ ホースは山なりにしたり、折ったり、
つぶしたりしないでください。

(2) 吸水・排水ホースを結束バンドで束ねてタンクに入れる。

⚠ 束ねないと排水ホースが暴れて
タンク外に噴出する恐れがあります。



(3) 給水タンクに水と消毒薬を入れる。

給水タンクに水を貯め、ビーカーで量りとった規定量の消毒薬を注ぎ、よく攪拌する。
(パコマなどの逆性石けん剤を500倍に希釈)

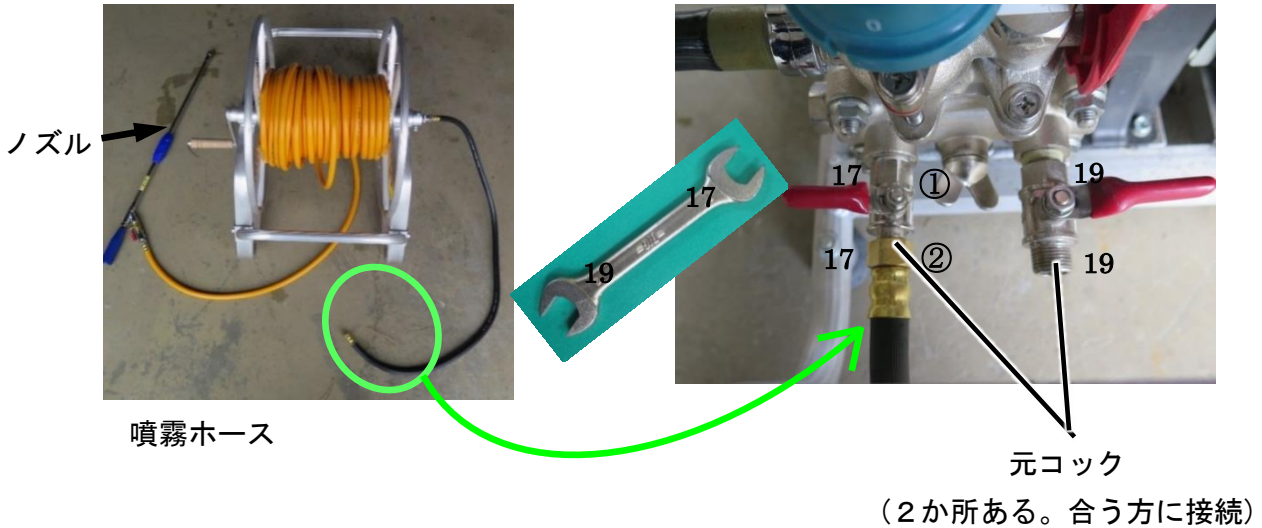
||

300ℓの水に600mlの消毒薬を入れる。

(4) 噴霧ホースを動力噴霧機の元コックに取り付ける。

水圧がかかる所なので取付けは工具(スパナ 17 又は 19 番)を使用する。

必ず、噴霧機側の根元(①)をスパナで固定しながら、別のスパナでホース側のナット(②)を締め付ける。

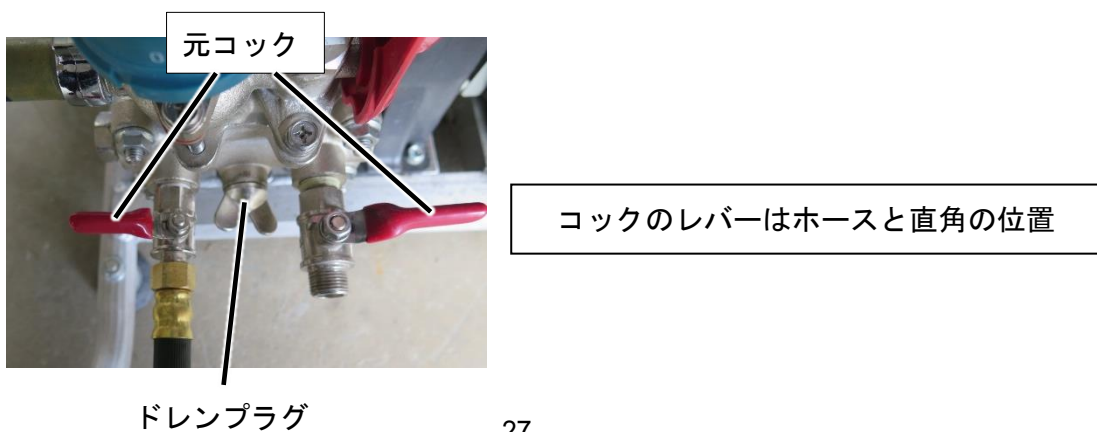


■ 始動 ~ 動力噴霧機 ~

(1) 調圧弁ハンドルを「始動」の位置(立てる)にし、圧力調節ニギリを反時計まわりに回して「0」の位置にする。



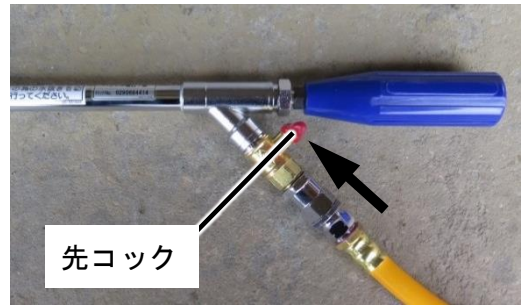
(2) 元コック(2か所)と、ドレンプラグが閉まっていることを確認する。



(3) ノズル手元の先コックを閉じる。

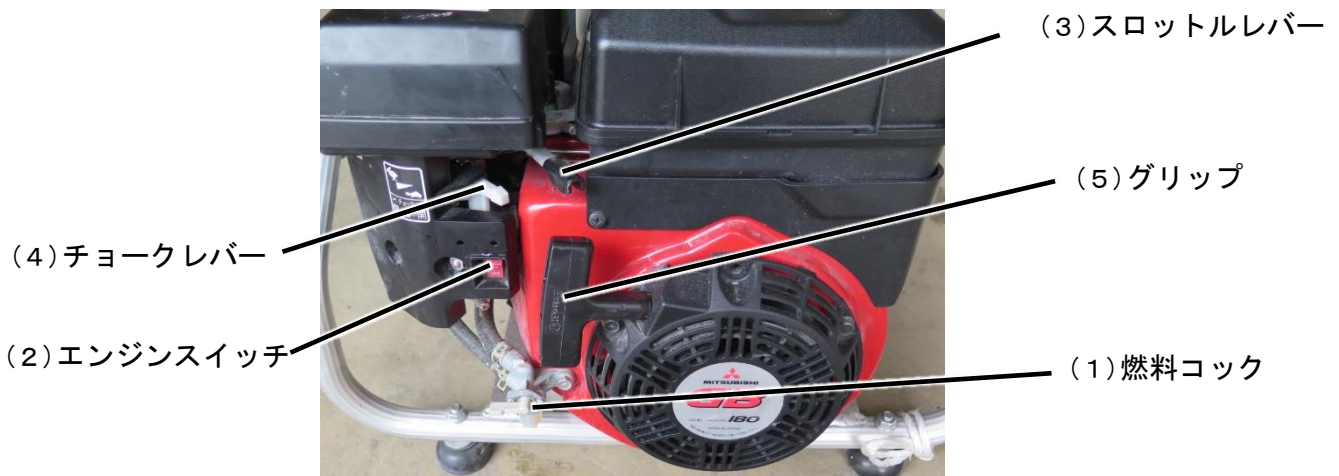


- 先コックを閉じていないと、不意にノズルから水が噴射する恐れがあります。

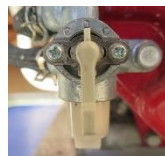


コックのレバーはホースと直角の位置

■ 始動 ～ エンジン ～



(1) 燃料コックを開く。



「開」
の状態

(2) エンジンスイッチを「ON」にする。



(3)スロットル
レバー表示

(4)チョーク
レバー表示

(3) スロットルレバーを「半開」にする。

(4) チョークレバーを、低温時は「閉」、エンジンが暖まっている時は「開」の位置にする。

始動後は、徐々にチョークレバーを「開」に戻す。(最後は必ず「開」)

※ 2～3回グリップを引いてもエンジンがかからない場合は、
チョークレバーを「開」にしてから操作してください。

(5) グリップを握り、圧縮位置まで軽く引き、この位置から勢いよく引っ張ってエンジンをかける。



グリップを引っ張る



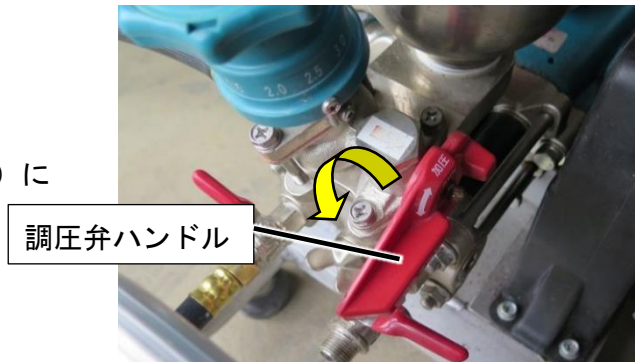
熱

マフラーや、そこから出る排気は高温なのでヤケドに注意！

- (6) 給水タンク内の排水ホースから水が出るのを確認する。
(動噴が始動し吸水が始まったことを示します)
- (7) スロットルレバーを低速側にして3～5分ほど暖気運転する。

■ 運転

- (1) スロットルレバーを高速側にする。
- (2) 調圧弁ハンドルを「加圧」の位置（倒す）にする。

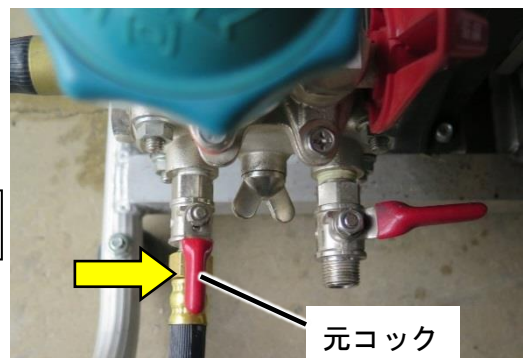


- (3) 圧力調節ニギリを時計まわりに回し、所要の圧力にする。
(最初は「低」→ 使いながら「高」へと水圧を高めていってもよい)



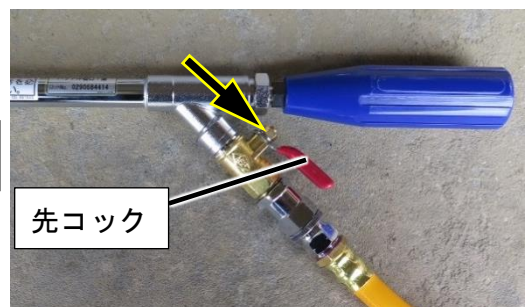
- (4) ノズルの先コックが閉じていることを確認して噴霧ホースを接続している元コックのみ開く。

コックのレバーはホースと平行の位置



- (5) ノズルの先コックを開く。(噴霧開始)

コックのレバーはホースと平行の位置



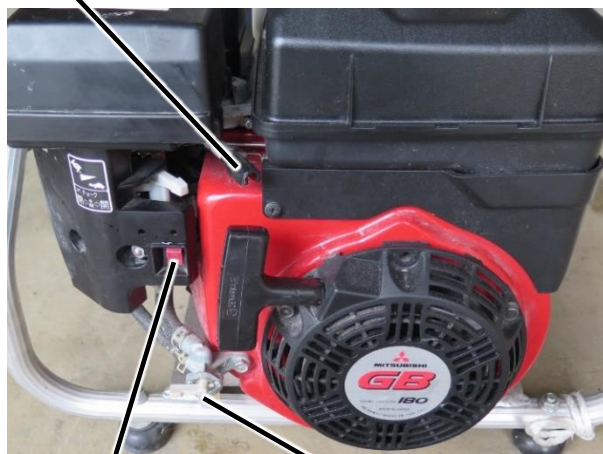
注意

- * 空運転は絶対にしないでください
- * 吸水しない場合は、すぐにエンジンを停止させてください。
- * 1時間以上連続運転すると動力噴霧機空気室内の空気がなくなりホースが激しく振られることがあります。その時には圧力調整ニギリを「0」の位置、エンジンを低速回転にし、吸水ストレーナを空中に出して10秒ほど空気を吸わせてください。その後動噴の吸水を確認してから作業を行ってください。

■ 停止

- (1) ノズルの先コックを閉じる。
- (2) 元コックを閉じる。
- (3) 圧力調整ニギリを回し「0」の位置にする。
- (4) 調圧弁ハンドルを「始動」の位置にする。
- (5) スロットルレバーを「低速」にして、2～3分間冷却運転する。
- (6) エンジンスイッチを「OFF」にする。
- (7) 燃料コックを閉じる。

スロットルレバー

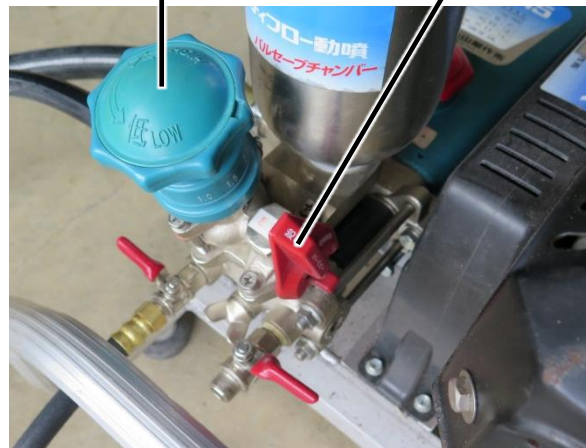


エンジンスイッチ

燃料コック

圧力調節ニギリ

調圧弁ハンドル



■ 作業終了後のメンテナンス

- 給水タンクに残った消毒薬を棄て、新たに貯めた清水を用いて動力噴霧機、ホース、ノズルの洗浄運転（清水運転）を十分行ってください。
- スロットルレバーを低速側にしてください。
- 先コックを開き各ホース内の水を排出し、水抜きを行ってください。
- 各ホース内の水が排出されたら、すぐにエンジンを停止してください。
- 冬期使用で凍結のおそれがあるときは、ドレンプラグを外して水抜きを行ってください。
- 噴霧機の各コックは開けておいてください。